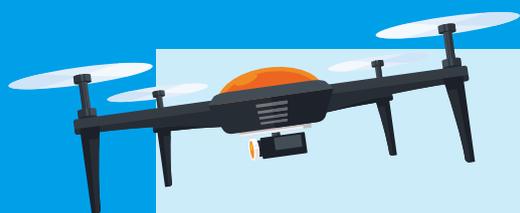


—— 無人航空機操縦者技能証明を取得された皆様へ ——

ご存知ですか？

技能証明の有効期間は3年です。

更新講習の受講および更新手続きをお願いいたします。

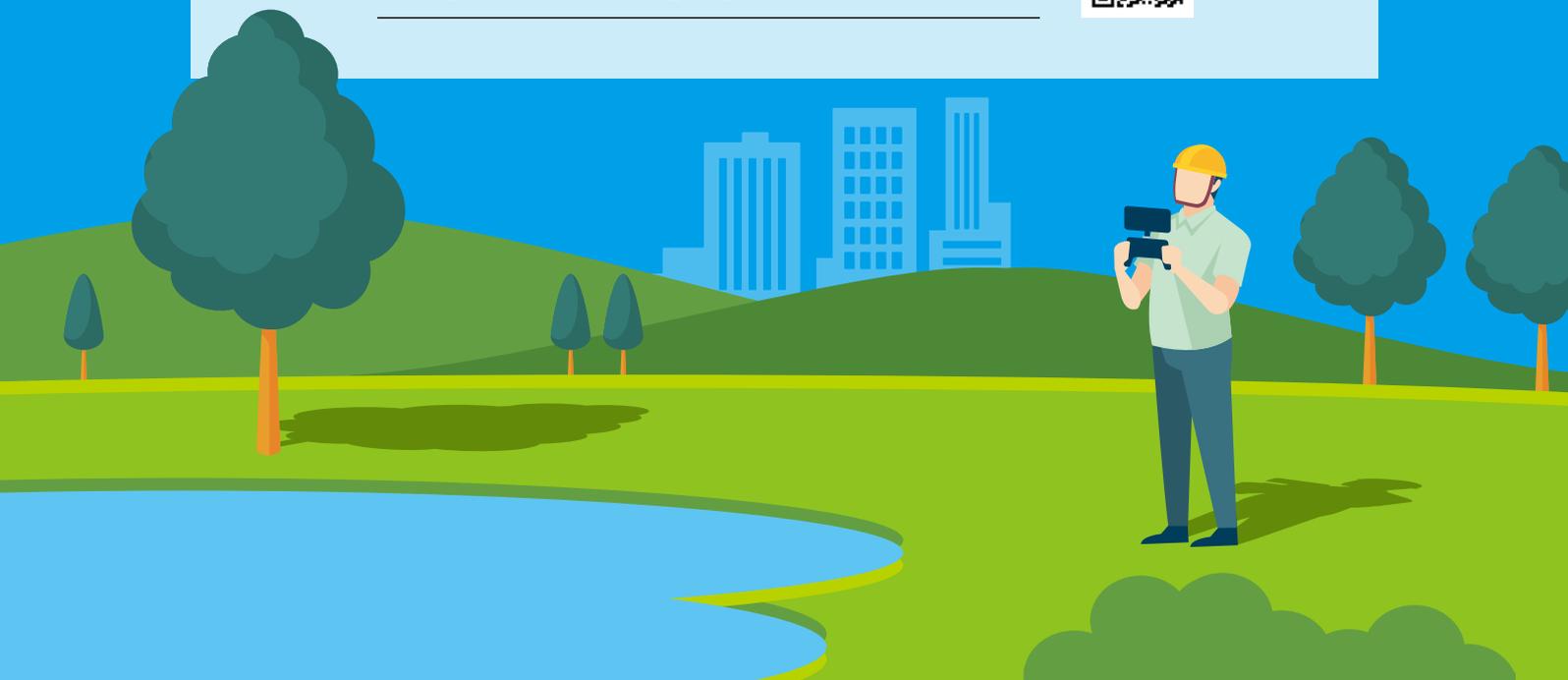


有効期間内に更新をしなかった場合、
技能証明は失効となります。



ご自身の有効期間を
ご確認ください。

更新のお手続きはこちらをご覧ください
<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>



無人航空機操縦者技能証明の更新手続きステップ

- 更新申請にあたって、更新講習および身体適性検査を受ける必要があります。
- 更新は有効期間満了の6か月前から行うことができます。有効期間満了1か月前までに、必ず下記のSTEP03まで完了してください。
- 有効期間満了の6か月前に日本に滞在しない方については、在留証明等を提出いただくことで、更新期間前に申請を行うことが可能です。

STEP 01



事前準備

ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)にて、
更新講習の受講を希望する登録更新講習機関情報を入力

【DIPS2.0にログイン → 技能証明メニュー → 技能証明申請者番号の登録情報確認/変更】

STEP 02



更新講習受講

STEP01で入力した登録更新講習機関で更新講習を受講し、更新講習修了証明書を受領

通常講習: 学科75分程度 停止処分者講習: 一等の場合=学科講習75分程度+実地20分程度
二等の場合=学科講習50分程度+実地20分程度

※前回の更新から今回の更新までの間に停止処分を受けた方は停止処分者講習を受講する必要があります。



身体適性検査

医療機関または身体適性検査に対応している登録更新講習機関で
身体適性検査証明書を受領

一等25kg未満限定および二等の方は、運転免許証の提出により省略可能です。

STEP 03



更新申請

STEP02から3か月以内にDIPS2.0にて更新手続きを行い、所定の手数料を納付

【DIPS2.0にログイン → 技能証明メニュー → 有効期間の更新】

アップロードが必要な書類

●更新講習修了証明書 ●身体適性検査証明書



+



または

●運転免許証



一等25kg未満限定または二等の技能証明保有者のみ

⚠️ **更新講習修了証明書および身体適性検査証明書の有効期限は3か月です。ご注意ください。**

STEP 04



更新手続き完了

有効期間が更新された新しい技能証明書を受領

新しい技能証明書を受領するまでの間は、特定飛行の際に更新前の技能証明書とともに更新完了通知メールも携帯してください。

DIPS2.0の操作マニュアルもご参照ください。



更新講習については完全オンラインでの学科講習についても検討中です。